

令和4年度 ウクライナ避難民向け職業訓練について

	質問	回答
1	I-2 民間教育訓練機関とはなにか。	国が定める要領において、委託訓練の委託先については、専修学校等の民間教育訓練機関等、委託訓練の適切な実施が可能である者と定められています。学校教育法に規定する大学及び高等専門学校、職業訓練法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等も該当します。
2	I-3 (10) 就職支援責任者の設置 常勤職員でなくてもよいのか？	就職支援責任者について、常勤職員でなければならないという制限はありません。ただし、非常勤職員の方であっても、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、訓練実施施設で就職支援責任者の業務を行っていただく必要があります。
3	I-4 指定来所日 職業訓練受講給付金を受ける訓練生が月に一度、平日にハローワークを訪問することが可能となるような訓練カリキュラムについて、どのように設定すべきか？	指定来所日が、職業訓練受講給付金の支給申請日となることから、毎月、訓練開始日の応当日（すなわち、当該支給単位期間の初日）から1週間後までの間に設定することが求められます。 例：1月4日（水）訓練開始の場合 2月6日（月）～10日（金）、3月6日（月）～10日（金）、4月4日（火）～10日（月）、5月8日（月）～10日（水）、6月5日（月）～12日（月） 各期間の間の任意の一日 例：3月1日（水）訓練開始の場合 4月3日（月）～7日（金）、5月1日（月）～8日（月）、6月1日（木）～7日（水）、7月3日（月）～7日（金）、8月1日（火）～7日（月） 各期間の間の任意の一日 ただし、再調整が必要となった場合、受託校に決定後、個別に東京労働局と調整していただくことがあります。
4	II. 受託先機関の必須要件 なぜ、難民等の支援実績を要件に定めるのか。	ウクライナ避難民の方は、希望する場合に、就労可能な「特定活動（1年）」の在留資格が許可されています。今後の情勢の変化、在留資格更新等に係る国の判断により、本委託訓練の実施継続について、再度、調整を要することも考えられるため、迅速に対応できるよう、入管法に係る知識や難民・避難民の教育支援に実績があることを要件のひとつとしました。また、本委託訓練においては、6箇月間の職業訓練を通じて就労支援を行うことを目的としておりますが、訓練期間中、受講生の生活支援を行う団体や地域等との連携が必要な場面も想定されるため、そうした経験をもちノウハウを有していることも重視しています。
5	IV. 訓練の基準について(2) 訓練で指導をする 職業訓練指導員免許を有する者がいない。「職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当し、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。」とは具体的にどのようなことか。	以下のいずれかに該当する方です。 (1) 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科（以下「教科」という。）に関し、応用課程の高度職業訓練を修了したもので、その後一年以上の実務の経験を有する者 (2) 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有する者 (3) 教科に関し、大学（短期大学を除く）を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有する者 (4) 教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有する者 (5) 教科に関し、規則第四六条の規定により職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者 (6) (1) から (5) までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が別に定める者 ①教科に関し、外国の学校であって大学（短期大学を除く。）と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有する者 ②教科に関し、外国の学校であって短期大学と同等以上と認められるものを卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有する者 ③担当する科目の訓練内容に関する実務経験を五年以上有する者 ④厚生労働省職業能力開発局長が①及び②に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
6	IV. 訓練の基準について(5) 日本語能力が十分でない受講生に対する母国語等でのフォロー体制 例として挙げられている「ウクライナ語が話せる相談員の配置や通訳・翻訳者」は有資格者に限られるのか？	有資格者か否かは問いません。 講師に限らず、アルバイト等も含め、受講生を母国語等でフォローすることができる人材が在籍していることが要件です。
7	[提出物] 提出書類の難民等支援を実施していたことが分かる資料・冊子等とは、 名簿や在籍証明書を提出すればいいのか？	名簿や在籍証明書などは、個人情報が含まれるので、慎重な取扱いを要すると考えます。本委託訓練提案に係る提出物としては、想定していません。 ウクライナ避難民の方以外にも、これまで難民等の方を生徒として受入支援された実績がある場合は、その支援事業の概要や実績を、パンフレットやレジュメ等でまとめた資料をご用意いただきたいと思います。 (国の支援事業を受託した実績がある場合は、そのことがわかる資料でも差し支えありません)